

町田市長 様

町田市低所得世帯等エアコン購入費助成金申込書

以下のとおり助成金の交付のため関係書類を添えて申し込みます。

1 申請者

申請者	フリガナ		電話番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	郵便番号 (-) 町田市		

2 世帯区分 (当てはまるものにチェックを付けてください。)

世帯区分	<input type="checkbox"/> 町田市に住民登録があり、エアコン設置後にも町田市に住民登録がある予定です。 <input type="checkbox"/> 2025年度または2026年度に、ア～ウのいずれかに当てはまります。 <input type="checkbox"/> ア：世帯全員の住民税が非課税の世帯です。 <input type="checkbox"/> イ：住民税の均等割のみ課税の世帯です。 <input type="checkbox"/> ウ：児童扶養手当の受給世帯です。 <input type="checkbox"/> 町田市で生活保護を受給しています。
------	---

3 確認事項

確認事項	<p>(1) 夏の暑さによる健康被害を防止できるエアコンが自宅に1台も設置されていないため、エアコンを購入します。</p> <p>(2) 助成金の交付にあたり、自宅に購入したエアコンの設置状況を確認するために訪問すること、またエアコンを購入した店舗に設置場所や他のエアコンの有無について問合せすることに承諾します。</p> <p>(3) 助成の対象となるエアコン ① 2026年4月15日から2026年10月31日までに店舗で購入し、2027年1月31日までに助成の申請がされたものです。 ② 申請者の自宅の居住スペースに設置する固定式のものです。 ③ 助成対象となるエアコンの台数は、同一の住宅に1台です。</p> <p>(4) 対象となる経費 エアコン本体、配送料、設置工事費、リサイクル料</p> <p>(5) 対象とならない経費 延長保証料、電池等消耗品費、事業者以外(申請者自身や友人等)が行った設置・撤去等の費用、キャンセル料</p>
------	--

(裏面に続きます)

<p>確認事項・続き</p>	<p>(6) 助成金の金額</p> <p>①上限額は、1世帯10万円です（かかった費用と10万円のいずれか低い額を助成します）。</p> <p>②「東京ゼロエミポイント」を適用して購入する場合は、ポイント適用後の費用が対象となります。</p> <p>③上限額を超えた分は、自己負担となります。</p> <p>④【生活保護等を受給している世帯の場合】助成額のうち、エアコン本体購入費の上限額は、78,000円となります。</p> <p>(7) 申請者は、対象世帯の世帯員のうち、エアコンを購入した方です。</p> <p>(8) 助成金は、申請者の口座に振り込まれます。</p> <p>(9) 【賃貸物件の場合】</p> <p>①貸主が設置しているエアコンの買替は、助成の対象外です。</p> <p>②貸主にエアコンの新規設置について承諾を得ます。</p> <p>(10) 【2025年度及び2026年度の住民税非課税・均等割のみ課税の世帯のみ】該当する年度に、①住民税が未申告の方、②租税条約による免除の適用を届け出ている方、③住民税所得割が課税されている他の親族等から税法上の扶養を受けている方が、同一世帯にいません。</p> <p>(11) 助成の審査に必要な場合に限り、市が保有する税務、児童扶養手当、生活保護、住民登録等の情報の利用を承諾します。</p> <p>(12) 申請内容が事実と異なり、助成の要件を満たさない場合は、助成金を速やかに返還します。</p>
----------------	--

本助成金の申請にあたり、以上の確認事項について承諾及び誓約します。

申請者氏名（自署） _____

添付書類

- ・世帯員全員の住民税課税・非課税証明書（写しも可）または児童扶養手当の受給がわかるもの（児童扶養手当証書の写しなど）